## 主 文

本件即時抗告を棄却する。

## 理 由

本件即時抗告の趣意は,主任弁護人 C ,弁護人 D 共同作成の即時抗告申立書に記載のとおりであるから,これを引用するが,論旨は,要するに,原決定中, B に対する処分結果を記載した書面(不起訴裁定書等)の証拠開示請求を棄却したのは,上記書面の刑訴法316条の20第1項該当性の判断を誤ったものであるから,原決定中当該部分を取り消すとともに,上記証拠の開示を命ずる旨の決定を求める,というのである。

所論は、弁護人の予定主張は事故態様の事実関係のみではなく重過失かどうかという法的評価そのものにも及んでいるのであり、被告人の過失と思の過失は表裏一体の関係にあるのであるから、検察官の「判断・評価」の在り方そのものが本件で吟味されるべき「事実」であり、争点そのものであるなどと主張する。しかし、検察官の「判断・評価」の在り方が単位で吟味されるべきものであり、本件の争点であるとしても、そこで問題となるのは検察官の証拠判断や法的評価の当否であって、それは証明判断や法的評価の当否は、基本事件の判決においてまさに判断されるべき事項であって、証拠開示の問題ではないことが明らかである。所論は失当である。

そうすると,本件即時抗告は理由がないから,刑訴法426条1項によりこれを棄却することとし,主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官·森岡安廣,裁判官·松尾昭彦,裁判官·西田時弘)